

第4章全体構想 (分野別構想)P71		方針	施策 (P73~109)	施策の詳細内容			掲載 ページ (P)	管理 番号	関連する基本目標	所管課
1 土地利用に関する方針(P73)	1 高密度な都市拠点 を形成する	1 中心市街地の都市機能の集約・活性化	■商業・福祉・観光など様々な都市機能を集約するため、市街地開発事業などに取り組む。	■まちなか居住を促進するため、民間事業者との連携を図り、住宅の共同化などを促進するとともに、市街地調整区域における都市計画法第34条第11号区域の見直しに取り組む。			75	1	都市拠点の活性化と農村集落地の生活環境の調和がとれたまち	都市計画課
		2 JR行田駅周辺の都市機能の充実・強化	■駅周辺の機能を充実させるため、行政サービス施設の充実を図るとともに、駅前広場の再整備に取り組む。また、子育て支援施設や商業施設の整備を促進する。	■交通結節機能を充実させるため、駐車場・駐輪場の整備を促進する。			75	2	都市拠点の活性化と農村集落地の生活環境の調和がとれたまち	都市計画課・道路治水課・企画政策課・交通対策課
	2 質の高い住環境を備えた都市生活圏を形成する	1 秩父鉄道駅周辺の生活支援機能の充実	■秩父鉄道持田駅・東行田駅の周辺では、交通結節機能を強化するため、駐車場・駐輪場の整備を促進する。	■秩父鉄道熊谷駅と持田駅間に新駅の設置を働きかける。			76	3	都市拠点の活性化と農村集落地の生活環境の調和がとれたまち	企画政策課・交通対策課
		2 住居系土地利用への見直し	■持田地区や前谷地区においては、ゆとりある魅力的な住宅地を形成するため、住居系土地利用への見直しを検討する。(住居系土地利用検討ゾーン)	■新たな住宅地においては、エコタウンのモデル地区としての整備に取り組む。			76	4	産業振興により雇用の場が確保され、いきいきと働き暮らせるまち	都市計画課・環境課
	3 地域経済や雇用の安定に向けた交流拠点や産業拠点を充実させる	1 幹線道路沿道の土地利用の見直し	■行田市総合公園周辺では、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組む。	■国道や県道などの幹線道路の沿道では、沿道サービス施設などを誘導するため、土地利用の見直しを検討する。(幹線道路沿線土地利用検討ゾーン)			76	5	産業振興により雇用の場が確保され、いきいきと働き暮らせるまち	商工観光課
		2 産業系土地利用への見直し	■産業振興を図るため、既存の産業団地と一体的な拠点が形成できる地区や、広域幹線道路へのアクセスが容易で土地利用が見込まれる地区において、新たな産業系用途の土地利用を検討する。(産業系土地利用検討ゾーン)				76	6	産業振興により雇用の場が確保され、いきいきと働き暮らせるまち	建築開発課・商工観光課
	4 地域コミュニティが盛んな地域生活圏を充実させる	1 農村集落地の生活環境の充実	■道路や水路などの基盤整備や、地域公共交通の機能強化を推進する。また、生活を支える身近な小規模店舗などを誘導する。	■秩父鉄道武州荒木駅周辺の活性化を図るため、駐車場や駐輪場などの整備を進めるとともに、土地利用の見直しを検討する。	■新たな宅地開発については、開発許可制度の適切な運用を行い、秩序ある土地利用を図る。		77	7	都市拠点の活性化と農村集落地の生活環境の調和がとれたまち	都市計画課・道路治水課・交通対策課
		2 農地の保全	■生産性の高い集団的な優良農地は、生産機能を維持するとともに、遊水機能などの多様な環境機能をもつ緑地として保全する。				77	8	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	農政課
	5 良好な住環境を形成する	1 良好な住宅地の形成	■工場と住宅が混在する市街地では、工場の操業環境と住環境の調和を図るため、地区計画の指定に取り組む。	■老朽住宅などが密集する市街地においては、建物倒壊や火災の延焼などに対する安全性を確保するため、道路拡幅などの都市基盤整備や、防火地域などの指定に取り組む。			78	9	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	都市計画課
		2 ゆとりある住環境の形成	■良好な住環境やゆとりある市街地を形成するため、地区計画などの指定に取り組む。	■住居専用地域は、日常生活を支える身近な小規模店舗の立地などを可能とするため、用途地域の見直しについて検討する。			78	10	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	都市計画課
	6 豊かな自然環境を保全する	1 自然環境の維持・保全	■河川、水路、田園などの自然環境を維持・保全するとともに、観光・レクリエーションの場としての活用を検討する。				78	11	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課
	2 道路・交通に関する方針(P80)	1 利便性を高める交通環境を充実させる	1 幹線道路ネットワークの充実	■生活環境の利便性を向上させるとともに、地域間の交流を促進するため、幹線道路の整備を促進する。	■交差点改良などにより、交通渋滞の緩和を図るとともに、生活道路への通過車両の抑制に取り組む。	■安全性や快適性に加え、周辺の景観や生態系など環境に配慮した道路整備に取り組む。	■長期にわたり未整備となっている都市計画道路については、社会経済情勢や地域環境などの変化に対応し、必要に応じて見直す。	82	12	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち
2 生活道路ネットワークの充実			■生活道路の整備を推進するとともに、緊急車両の通行を確保するため、狭隘な道路の解消を推進する。	■狭隘な踏切などについては、鉄道事業者と連携して踏切改良などを推進する。			83	13	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	道路治水課
3 公共交通ネットワークの充実			■地域公共交通の利便性向上を図るため、近隣市と連携し、利用者のニーズに応じた交通体系の構築に取り組む。	■鉄道事業者や路線バス事業者と連携して、輸送力の増強に取り組む。			83	14	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	企画政策課・交通対策課
2 魅力を高める交通環境を形成する		1 だれもが安全で快適に歩くことができる歩行者空間の形成	■だれもが安全で快適に歩くことのできる交通環境の整備に向けて、ユニバーサルデザインによる整備を推進する。	■歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即して、交通規制や車道との分離などの安全対策を推進する。	■ポケットパークや休憩所など、市民や来訪者が集うオープンスペースの整備を推進する。		83	15	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	道路治水課・交通対策課
		2 日常生活を支える交通環境の充実	■鉄道駅やバス停周辺における交通結節機能の強化を図るため、駅前広場や駐車場、駐輪場の整備に取り組む。	■地域の交通拠点となるバス停と、商店・コンビニエンスストアなどの生活支援施設との近接配置などを検討する。			84	16	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	都市計画課・交通対策課
3 交流の促進や地域産業を支える交通環境を充実させる		1 自転車交通環境の整備	■利根川やさきたま古墳公園などの自然や忍城址周辺の歴史を巡るサイクリングロードをはじめとした、自転車交通環境の整備を推進する。	■自転車の安全な交通環境を確保するため、自転車レーンなどの設置に取り組む。	■来訪者が便利に利用できるよう、観光レンタサイクルの更なる充実に取り組む。		84	17	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	道路治水課・企画政策課・商工観光課
		2 広域幹線道路網の充実	■高速道路や圏央道のインターチェンジへのアクセス強化や交通渋滞の緩和を図るため、広域幹線道路の整備を促進する。				85	18	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	都市計画課
4 安全な道路環境を維持する		1 道路の維持管理の充実	■道路の計画的な維持管理に取り組むとともに、自治会等地域組織やNPO、事業者などと連携して、道路の里親制度を推進する。	■橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の修繕や架替えを推進する。			85	19	良好な都市環境が整った交通利便性の高いまち	道路治水課

第4章全体構想 (分野別構想)P71		方針	施策 (P73~109)	施策の詳細内容			掲載 ページ (P)	管理 番号	関連する基本目標	所管課		
3	自然環境及び公園・緑地に関する方針(P87)	1 水と緑のまちにふさわしい自然環境を守り育てる	1 豊かな自然環境の保全と形成	■河川や公園など、豊かな自然環境を保全する。	■自然の森の再生に向けた緑化を推進するとともに、市民及び事業者の意識の醸成を図るため、自然環境の保全・育成に関する講演会などを開催する。		89	20	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課		
			2 多様な生き物の生息環境の保全	■多様な動植物の生態系への影響に配慮した、ビオトープなどの整備に取り組む。			89	21	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課		
			3 農地及び屋敷林などの保全	■農業振興地域内の農地は、生産機能を維持し効率的な農業の推進を図るため、集団的な優良農地として保全する。	■屋敷林や社寺林など、貴重な緑についての保全方策について検討する。		89	22	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課・農政課		
		2 快適な水辺環境を形成する	1 河川・水路環境の美化	■自治会等地域組織やNPO、事業者などと連携して、水辺環境の美化を推進する。	■河川・水路の水質浄化に向けて、主要な河川や水路の年間通水を検討する。			90	23	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課・道路治水課・農政課	
			2 身近な水辺空間の形成	■忍川や旧忍川、酒巻導水路などにおいて、親水護岸や遊歩道の整備を促進する。	■河川敷などを活用した植樹や植栽により、親水空間の形成に取り組む。			90	24	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課・企画政策課	
			3 水や緑を身近に感じられる環境をつくる	1 水と緑のネットワークの形成	■主要な河川や水路の側道部を活用して拠点公園などの緑を遊歩道や緑道でつなぐなど、水と緑のネットワークの整備を推進する。			90	25	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課	
		3	公園・緑地等の計画的な整備・更新	2 公園・緑地等の計画的な整備・更新	①大規模な公園の整備 ■観光や交流の拠点として、更なる施設整備を推進する。	②身近な公園・緑地等の整備 ■地域間のバランスを考慮し、身近な公園・広場の整備を推進する。 ■公園を地域コミュニティの場として再生するため、市民との協働により、利用状況に即したリニューアルを推進する。 ■長期にわたり未整備となっている都市計画公園については、社会経済情勢や地域環境の変化などに応じて見直す。	③公園・緑地等の維持管理の充実 ■公園施設長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕や更新を進める。 ■自治会等地域組織や高次教育機関などとの協働により、身近な公園・広場の維持管理に取り組む。		90 91	26	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課
				3 緑化の推進	■市庁舎及び学校などの公共施設の重点的な緑化に取り組む。	■地区計画の活用により、生け垣の設置などの緑化を推進する。			91	27	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	都市計画課・教育総務課
				4 生活環境に関する方針(P93)	1 だれもが暮らしやすいまちをつくる	1 超高齢社会に備える都市施設の充実	■公共施設や都市基盤施設においては、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進するとともに、鉄道事業者と連携し、橋上駅におけるエレベーターの設置などバリアフリー化を推進する。	■健康づくりの場となる施設の整備を推進する。	■高齢者が住みやすい共同住宅などの整備を促進する。		95	28
	2 子育て支援施設の充実と教育環境の向上	■公共施設を活用した子育て支援施設などの充実に取り組む。	■学童保育の充実やビオトープなどの身近な学習の場や遊びの場の整備に取り組む。			■小・中学校における教育環境の充実を推進する。	■児童・生徒の安全確保を図るため、小・中学校周辺の通学路における交通規制や歩車道分離などの安全対策を推進する。		95	29	都市拠点の活性化と農村集落地の生活環境の調和がとれたまち	交通対策課・子ども未来課・教育総務課
	3 市営住宅のバリアフリー化	■高齢者や障がい者に配慮した、市営住宅のバリアフリー化を推進する。							95	30	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	営繕課
	2 地域で支え合えるまちをつくる	1 地域コミュニティを活性化する施設の充実	■公民館、自治会館などの機能充実や小・中学校の有効活用に取り組む。						95	31	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	財産管理課・地域活動推進課・中央公民館
3 災害に強いまちをつくる		1 都市基盤施設の整備・充実	■災害時の緊急輸送道路となる、広域幹線道路や幹線道路の整備を促進する。		■老朽化した橋梁や、上下水道などのライフラインの耐震化を推進する。			96	32	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	都市計画課・道路治水課・下水道課・水道課	
		2 建築物の耐震性・防火性の向上	■公共公益施設の耐震化を推進する。		■支援制度の導入により、住宅の耐震化を促進する。	■市街地の不燃化に向けて、防火地域などの指定に取り組む。			96	33	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	都市計画課・建築開発課
	3 治水機能の向上	■局地的な豪雨や台風などによる浸水や冠水などの被害を防ぐため、河川・水路の治水対策や面的な内水排除対策を推進する。	■治水機能の向上を図るため、総合的な治水対策を推進する。				96	34	美しい水と緑、田園風景が広がる、環境に配慮したまち	道路治水課		
5	市民の快適な暮らしを支えるまちをつくる	4 犯罪の起こりにくいまちをつくる	1 防犯まちづくりの推進	■防犯に配慮した道路・公園等の維持管理を推進する。	■環境に配慮した道路照明灯や防犯灯の整備を推進する。		97	35	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	都市計画課・地域活動推進課・交通対策課		
		1 上下水道の整備・更新	1 上下水道の整備・更新	■水道と公共下水道の整備を推進する。	■効率的な汚水処理を行うため、公共下水道全体計画区域の見直しに取り組む。	■水道施設、公共下水道及び尿処理施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した施設の計画的な更新に取り組む。		97	36	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	下水道課・水道課・環境課	
			2 ごみ処理施設の維持・更新	■ごみ処理施設の長寿命化を図るため、計画的な維持・修繕を進める。	■新たな施設整備については、近隣の自治体と連携して検討する。	■「行田市環境基本計画」に基づき、ごみの減量化と資源の有効活用を推進する。			37 (37-1)	子どもからお年寄りまで快適で安心・安全に暮らせるまち	環境課	

第4章全体構想 (分野別構想)P71	方針	施策 (P73~109)	施策の詳細内容			掲載 ページ (P)	管理 番号	関連する基本目標	所管課	
5 景観に関する方針 (P99)	1 行田の歴史と文化を感じる景観を形成する	1 歴史・文化資源を保全・活用した街並み景観の形成	■忍城址や足袋蔵、神社仏閣などの歴史・文化資源を保全・活用するとともに、それらを結ぶ路地や遊歩道の整備により、歴史を感じる街並み景観の形成に取り組む。			101	38	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	都市計画課・企画政策課・文化財保護課	
		2 水と緑がおりなす、やすらぎのある景観を守り育てる	1 水辺景観の保全・形成	■緑と一体となった水辺景観を形成するため、市内を流れる河川・水路等に沿って、周辺環境に配慮した緑道や遊歩道の整備を推進する。			101	39	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	企画政策課
	3 潤いのある市街地景観を形成する	1 JR行田駅周辺における景観の形成	2 農村集落地景観の保全	■田園風景を保全するため、開発許可制度の適切な運用により、集団的な優良農地の保全に取り組む。			102	40	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	農政課
			1 JR行田駅周辺における景観の形成	■南の玄関口としてふさわしい景観を形成するため、駅周辺の都市基盤整備や緑化に取り組む。			102	41	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	都市計画課
		2 幹線道路沿道における景観の形成	■幹線道路沿道の良好な景観を形成するため、屋外広告物や建築物等の規模・色彩などの規制や、街路樹の整備による連続性のある景観形成に取り組む。			102	42	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	管理課・道路治水課	
		3 住宅地における景観の形成	■緑豊かでゆとりのある落ち着いた住宅地の景観を形成するため、建築協定や地区計画により、生け垣の設置や敷地内の緑化を促進する。			103	43	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	都市計画課	
	4 景観を守り育てる	4 工業地における景観の形成	■周辺環境に配慮した景観形成を図るため、敷地内の緑化などを促進する。			103	44	歴史的な街並みや調和のある都市景観が形成され、歴史が息づくまち	都市計画課	
		1 景観条例の制定による景観まちづくりの推進	■行田らしい景観の保全と形成を図るため、景観行政の総合的な指針となる景観条例の制定に取り組む。			103	45	市民・事業者・行政が相互に連携し、それぞれが主体性を持って活躍できるまち	都市計画課	
	2 市民・事業者等との協働による景観まちづくりの推進	■景観に関する情報発信により、市民・事業者・行政との協働による景観まちづくりに取り組む。			103	46	市民・事業者・行政が相互に連携し、それぞれが主体性を持って活躍できるまち	都市計画課		
	6 産業振興・交流に関する方針 (P105)	1 働く場所があり、活力あふれるまちをつくる	1 新たな産業基盤の整備	■情報・通信、エネルギー、リサイクルなどの新たな産業や研究開発機関などの進出に対応できる環境を整えるため、土地利用の見直しを検討する。			107	47	産業振興により雇用の場が確保され、いきいきと働き暮らせるまち	都市計画課・商工観光課
2 地域産業の育成			■本市特有の食文化、足袋など既存の資源や人材を活かした地域に根付いた新たな地域産業の発掘・育成に取り組む。	■高次教育機関や事業者との連携により、忍城址や足袋蔵などの歴史資源の保全・活用や、ものづくりの伝統を活かした新たな資源の創出を検討する。			107	48	地域産業が活発な活力のあるまち	商工観光課・文化財保護課
2 地域資源の活用によるにぎわいが生まれるまちをつくる		1 地域資源の発掘と活用	■観光産業の充実に向けて、体験型農業や新たな特産品・加工品の開発などの6次産業化に取り組む。	■歴史・文化資源のPR強化を図るため、埼玉古墳群の世界遺産登録活動を推進する。			107	49	市民と来訪者の交流がにぎわいを生み、快適に過ごせるまち	商工観光課・文化財保護課
		2 交流拠点の整備	■行田市総合公園周辺に、観光情報の発信機能や、地域物産販売機能などを備えた交流拠点の整備に取り組む。	■まちなかの物産店、飲食店、街角ギャラリーなど、気軽に立ち寄り、滞在できる環境を整備するため、NPOなどの市民団体と連携し、空き店舗の活用を促進する。			107	50	市民と来訪者の交流がにぎわいを生み、快適に過ごせるまち	商工観光課
3 訪れる人が気持ちよく過ごせるまちをつくる		1 アクセスの強化	■鉄道駅から地域資源へのアクセス強化を図るため、市内循環バスなどの地域公共交通の充実化に取り組む。	■自動車利用者の利便性向上を図るため、幹線道路の整備を促進する。			108	51	市民と来訪者の交流がにぎわいを生み、快適に過ごせるまち	都市計画課・交通対策課
		2 まちをめぐる環境の整備	■観光レンタサイクルの更なる充実を図るとともに、多様な地域資源をめぐるまちあるきルートやサイクリングコースなど、歩行者や自転車のための安全で快適な空間整備を推進する。			108	52	市民と来訪者の交流がにぎわいを生み、快適に過ごせるまち	商工観光課	
		3 観光案内機能の強化	■観光案内機能の強化を図るため、観光案内所の充実化に取り組む。	■観光サインや観光マップなどによる情報提供を推進するとともに、分かりやすい道路案内板などの整備に取り組む。			108	53	市民と来訪者の交流がにぎわいを生み、快適に過ごせるまち	商工観光課・文化財保護課